## 事業計画書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## <一>中国人留学生及び訪中留学生に対する奨学援助事業

- (1) 日本の大学(学部3・4年生)、大学院(修士・博士課程)で学ぶ23名の中国人留学生に、月額10万円の奨学金を支給する。
- (2) 中国の大学(本科3・4年生)、研究生院(碩士・博士課程)で学ぶ12名 の日本からの留学生に、月額3万円の奨学金を支給する。
- (3) 北京華文学院、暨南大学及び華僑大学で学ぶ8名の在日華僑華人に、月額 3万円の奨学金を支給する。
- (4) 奨学金の支給を受ける中国人留学生に対する生活指導及び助言
  - ① 首都圏に在住する当財団の奨学生を対象に3回以上の「奨学生懇親会」 を開催し、学生間の交流を図るとともに、留学生活に関する指導及び助言 を行う。
  - ② 地方に在住する当財団の奨学生を対象に1回以上の「奨学生懇親会」を開催し、学生間の交流を図るとともに、留学生活に関する指導及び助言を行う。
- (5) 奨学生の募集及び選考審査を行う。

## <二>日中両国間の教育・学術·文化交流事業に対する助成金支給事業

- (1) 日中両国間の教育・学術・文化交流事業への助成を行う。
- (2) 2026年度に日中両国間で教育・学術・文化交流を行う助成対象事業の 募集及び選考審査を行う。

以上